

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年8月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000829号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100079号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成30年1月1日、喪失年月日を同年8月1日に訂正し、平成30年1月から同年3月までの標準報酬月額を26万円、同年4月から同年7月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成30年1月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年1月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成30年1月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年1月から同年7月までの標準報酬月額については32万円とする。

平成30年1月から同年7月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和62年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年1月1日から同年8月1日まで

請求期間において、A社に勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る記録は、B社の厚生年金保険被保険者(厚生年金保険法第75条本文該当)として記録されているところ、雇用保険の加入記録、A社の事業主の回答及び陳述並びに請求者から提出された雇用確認書、給与明細、預金通帳の写し及び「C実績表」により、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、上記給与明細及び日本年金機構の回答から判断すると、事業主から届出されるべき厚

生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額が 32 万円であることが認められる。

さらに、上記給与明細により、請求者は、平成 30 年 1 月から同年 3 月までの期間において標準報酬月額 26 万円に基づく厚生年金保険料を、また、同年 4 月から同年 7 月までの期間において標準報酬月額 28 万円に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主から届出されるべき報酬月額が確認できる場合は、当該報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 30 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 30 年 1 月から同年 3 月までは 26 万円、同年 4 月から同年 7 月までは 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失に係る届出を、年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間について、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、前述のとおり 32 万円であると認められるところ、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることから、請求者の A 社における平成 30 年 1 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 30 年 1 月から同年 7 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100169 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100080 号

第 1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 3 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 28 年 9 月から平成 29 年 2 月までの標準報酬月額については、44 万円から 50 万円とする。

平成 28 年 9 月から平成 29 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 9 月から平成 29 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者の A 社における平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 26 年 12 月から平成 27 年 8 月までの標準報酬月額については、50 万円から 62 万円とする。

平成 26 年 12 月から平成 27 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額 (訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 12 月 1 日から平成 29 年 3 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の報酬月額は 60 万円プラス交通費で契約していたところ、当該期間に係る標準報酬月額が低く記録されている。また、請求期間の一部 (H27. 9. 1 ~ H29. 3. 1) については、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっている。請求期間について、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成28年9月1日から平成29年3月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書（以下「給与明細書」という。）及びB社から提出された請求者の賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の設定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められるところ、厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を設定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における平成28年9月から平成29年2月までの標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から50万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年9月から平成29年2月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間のうち、平成26年12月1日から平成27年9月1日までの期間について、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

なお、平成26年12月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、平成27年9月1日から平成28年9月1日までの期間については、給与明細書及び賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額と同額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。